

## 第3章 家庭的養育の推進に向けた取組

### 1 社会的養護が必要な子どもたち（将来推計）

社会的養護とは、保護者のいない子どもや、保護者に監護させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われます。

#### （1）新しい社会的養育ビジョン

平成28年の児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）では、家庭は、児童の成長・発達にとって最も自然な環境であり、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、国や地方公共団体はその保護者を支援することが重要である旨が、法律に明記されました。また一方で、保護者により虐待が行われるなど、家庭で適切な養育を受けられない場合には、家庭における養育環境と同様の養育環境において、継続的に養育されることが原則であるという旨も明記されました。

こうした法律の理念を具体化するために、国が設置した「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において取りまとめられたのが「新しい社会的養育ビジョン」です。

新しい社会的養育ビジョンでは、家庭養育を優先するという原則から、特に就学前の子どもについては、施設への新規入所を停止し、里親への包括的支援体制（フォスターリング機関）を抜本的に強化し、里親制度を充実強化することとしています。フォスターリング機関とは、里親のリクルート、登録から子どもの委託、措置解除に至るまでの一連の業務を包括的に行う機関であり、現在、児童相談所が担っている業務について、民間委託も含め、充実強化していくことが求められています。

その具体的な目標として、里親等委託率を、3歳未満についてはおおむね5年以内に75%以上、就学前の子どもについてはおおむね7年以内に75%以上、学童期以降はおおむね10年以内に50%以上を実現することとされています。

施設については、虐待等の不適切な養育に起因する行動上の問題や精神症状

などにより家庭生活を営むことが困難な子どもなど、ケアニーズの高い子どもを、できる限り良好な家庭的環境において養育すること、専門性を更に高めて、里親を含めた子育て家庭への支援を行うことなどが求められています。

具体的には、地域小規模児童養護施設等の小規模施設における小集団を生活単位とした養育環境を整備すること（小規模化・地域分散化）、高度なケアが実現できる人的配置、人材育成を行うこと（高機能化）、子どもの養育の専門性をもとに地域支援事業やフォスタリング機関事業等を行うこと（多機能化・機能転換）とされています。

## （２）里親等委託率

新しい社会的養育ビジョンにおいて目標値が示されている「里親等委託率」とは、家庭で適切な養育が受けられないため施設や里親のもとで生活している子どものうち、里親やファミリーホームといった家庭と同様の養育環境で生活している子どもの割合を表す指標です。

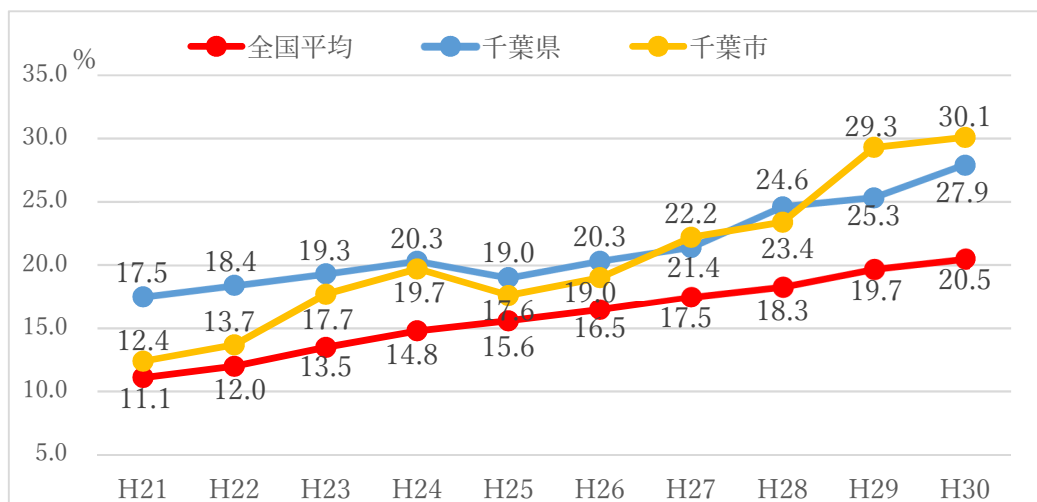
### ○里親等委託率の算出方法

$$\text{里親等委託率（％）} = \left( \text{①} + \text{②} \right) / \left( \text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} \right) \times 100$$

- ①里親に委託されている児童数（年度末時点）
- ②ファミリーホームに委託されている児童数（年度末時点）
- ③児童養護施設に入所している児童数（年度末時点）
- ④乳児院に入所している児童数（年度末時点）

※児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホームなどに入所している児童は含まれません。

### ○里親等委託率の推移



※千葉県の数値は千葉市を除く

出典：児童家庭課調べ

本県においては、国の方針に基づき、児童養護施設や乳児院などの施設の本体施設に入所している子ども、地域小規模児童養護施設のようなグループホームに入所している子ども、里親やファミリーホームに委託されている子どもの割合が、おおむね3分の1ずつになるように里親等への委託を推進し、全国の平均を上回り、順調に推移してきたところです。

しかし、新しい社会的養育ビジョンでは、従来の方針が抜本的に見直され、里親等委託率についても、非常に高い数値目標が示された上で、具体的な数値目標の設定と、その達成を求められていることから、本県の社会的養護の現状を踏まえ、新たな目標値を設定し、取組を強化していく必要があります。

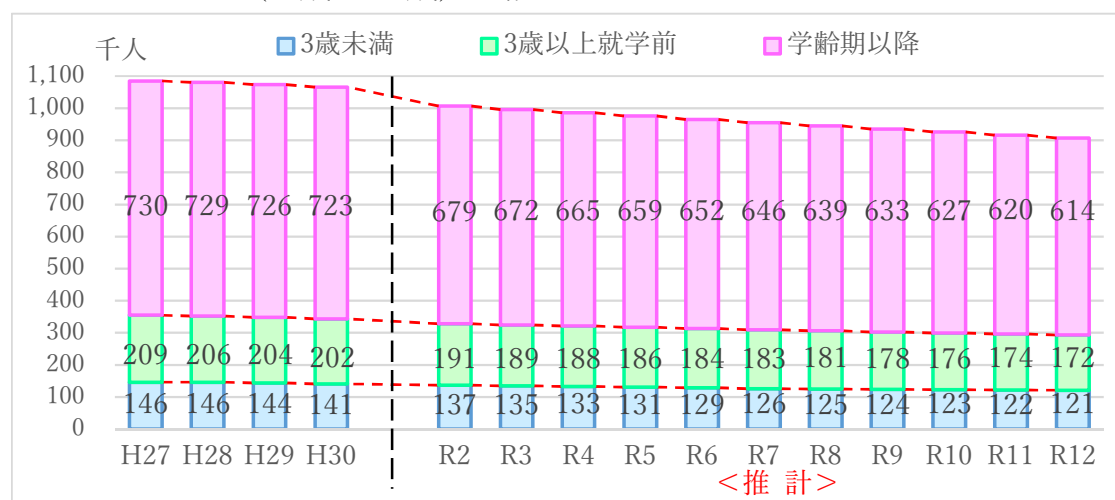
### (3) 里親や施設による養育を必要とする子どもの数

ここでは、里親等委託率の目標値の設定や、将来的に必要な施設の定員についての分析を行うため、家庭での養育が困難なことから、里親や児童養護施設などによる養育を必要としている子どもの数を推計します。

推計については、国が指定する3つの年齢区分（3歳未満（0～2歳）、3歳以上就学前（3～6歳）、学齢期以降（7～19歳））で行い、里親等委託率の対象となる、里親、ファミリーホームに委託されている子ども、児童養護施設、乳児院に入所している子どもを対象とします。

まず、子どもの人口について推計を行いました。推計にあたっては、本県の総合計画の基礎資料とするために実施された将来人口推計調査を活用しています。

#### ○子どもの人口（0歳～19歳）の推計



出典：千葉県「年齢別・町丁字別人口」、「政策検討基礎調査」、児童家庭課調べ

全国的に少子高齢化、人口減少が進む中、本県においても子どもの人口は減少傾向にあり、今後10年間で1割以上の子どもが減少する見込みです。

一方で、子どもの人口が平成27年度から今年度まで減少し続けていますが、里親や施設において生活している子どもの数は、児童相談所における児童虐待相談対応件数や一時保護件数が増加し続けていることもあり、すこしずつ増加している状況が続いています。

○里親や施設において生活している子どもの数の推移

年 度	H27	H28	H29	H30
3歳未満	131	126	134	123
3歳以上就学前	206	212	212	219
学齢期以降	887	891	896	914
計	1,224	1,229	1,242	1,256
増加率（前年比）	-	0.41%	1.06%	1.13%

※子どもの人口の推計が国勢調査の実施された平成27年度を基準としていることから、ここでも平成27年度を基準としています。

$$\text{平均増加率} = \left( \frac{\text{H30の養育数}}{\text{H27の養育数}} \right)^{\frac{1}{\text{年数}-1}} - 1 = 0.864\%$$

出典：児童家庭課調べ

また、里親への委託や施設への入所などの方針が決定したものの、適切な委託先が見つからないため、一時保護所などで待機している子どもがいることから、これを里親や施設による養育が必要な子どもの需要として、推計に含めることとします。

○施設入所等の待機児童数の推移

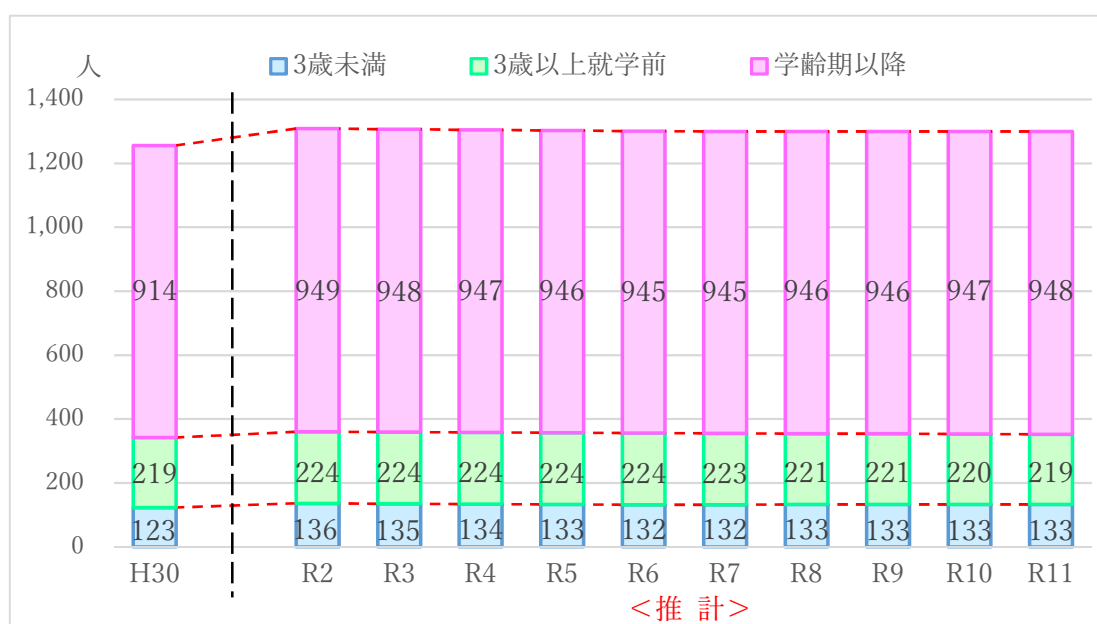
年 度	H27	H28	H29	H30
待機児童数	44	16	45	44

※障害相談や非行相談に関するものは除きます

出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

子どもの人口の減少、里親や施設において生活している子どもの増加、里親委託や施設入所の潜在的な需要のそれぞれの要素を踏まえて、今後10年間の里親や施設による養育が必要な子どもの数を推計したところ、短期的には里親や施設による養育が必要な子どもが増加し、その後、緩やかに減少していくものの、大幅な減少にはならないという結果になりました。

○里親や施設による養育が必要な子どもの数（推計）



出典：児童家庭課調べ

#### (4) 里親等委託率の目標の設定

里親や施設による養育が必要な子どもの数の推計に基づき、本計画における里親等委託率の目標を設定します。

里親等委託率は、全国的に児童相談所の設置自治体ごとに算定しており、厚生労働省が公表している里親等委託率の状況についても、児童相談所を設置する都道府県、政令市、中核市ごとの数値で示されています。このため、政令市である千葉市は独自に児童相談所を設置していることから、千葉市における里親等委託率を算定し、千葉県では千葉市を除く53市町村の里親等委託を算定し、公表しています。

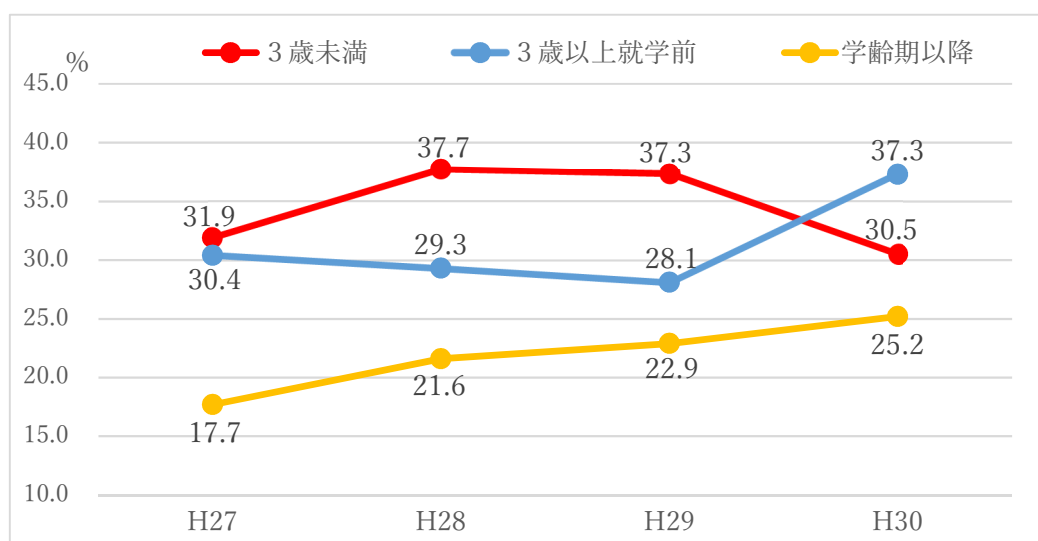
また、本県では、総合計画をはじめとする関連計画に里親等委託率の目標が設定されていますが、その目標値は千葉市を除いたものとなっており、千葉市においても、市独自の目標を設定し、里親委託に取り組んでいるところです。

本計画では、県と市で一つの目標を設定しているところですが、里親等委託率については、これまでの経緯を踏まえ、別々に目標を設定することとします。

里親等委託率については、里親や施設による養育が必要な子どもの数全体で計算した一つの数値しかありませんでしたが、本計画においては、国が指定する3つの年齢区分（3歳未満（0～2歳）、3歳以上就学前（3～6歳）、学齢期以降（7～19歳））において、目標を設定する必要があります。

国の指定する年齢区分別の里親等委託率は以下のとおり推移しています。

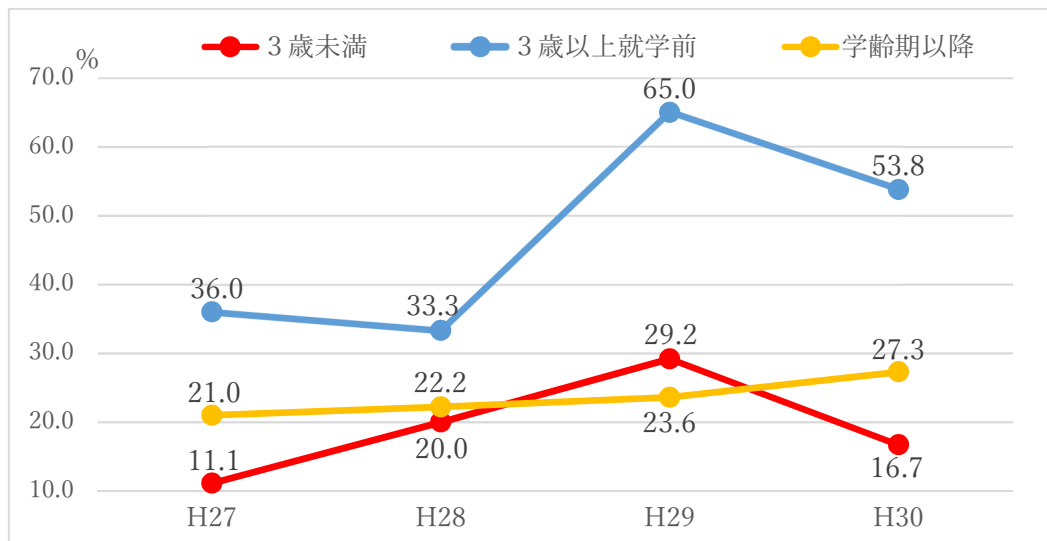
#### ○【千葉県】年齢区分別の里親等委託率の推移



※千葉市を除く

出典：児童家庭課調べ

○ 【千葉市】年齢区別の里親等委託率の推移



出典：児童家庭課調べ

千葉県状況を見ても、3歳未満と3歳以上就学前の乳幼児の委託率が高い状況が続いており、学齢期以降についても、委託率は低いですが順調に増加しています。

千葉市状況を見ても、3歳以上就学前の3～6歳の幼児の委託率が非常に高くなっており、3歳未満の委託率があまり高くない状況になっています。

(5) 千葉県のご目標

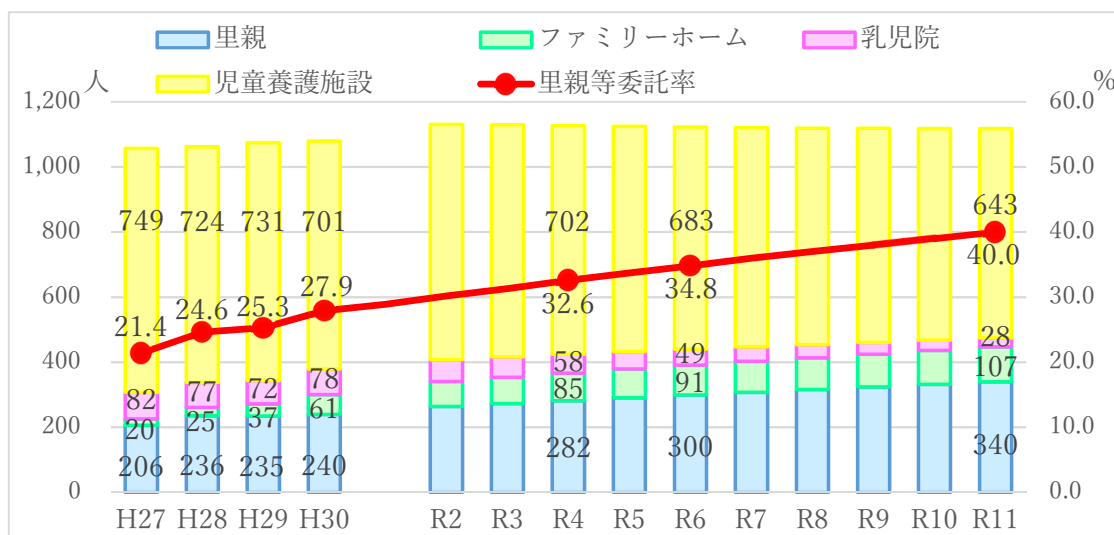
千葉県の里親等委託率（全体）については、計画の終期である令和11年度までの10年間で、40%を目指すこととします。

国の指定する3つの区分について、新しい社会的養育ビジョンにおいては、3歳未満は5年以内に75%、3歳以上就学前は7年以内に75%、学齢期以降は10年以内に50%という目標が示されていることから、本県においても最終的には75%と50%を達成することを目標としますが、本計画の期間においては、3歳未満は75.4%、3歳以上就学前は50.5%、学齢期以降は32.5%を目標とします。

○ 【千葉県】里親等委託率の目標

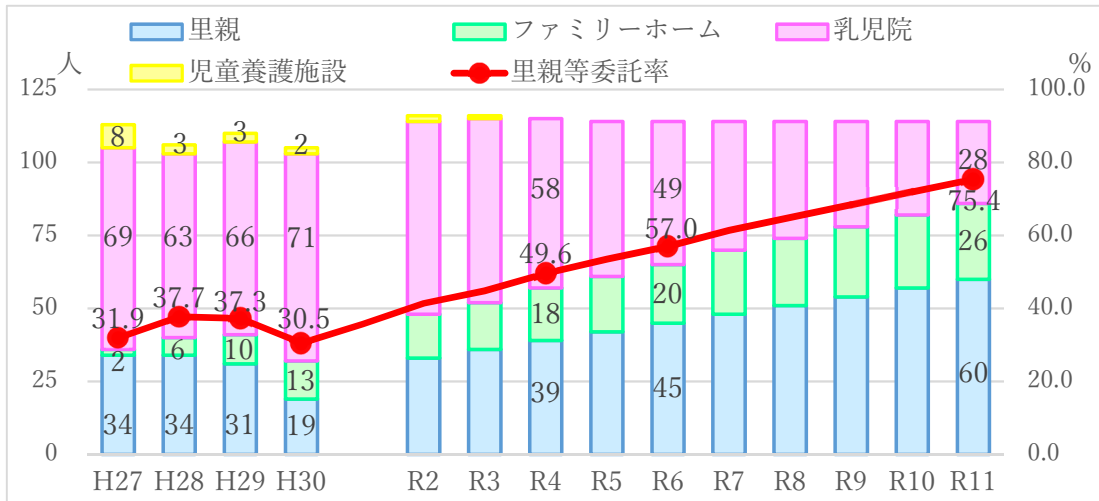
年 度	H30	R4 (3年後)	R6 (5年後)	R11 (10年後)	最終目標
3歳未満	30.5%	49.6%	57.0%	75.4%	-
3歳以上就学前	37.3%	41.9%	42.9%	50.5%	75.0%
学齢期以降	25.2%	27.9%	29.5%	32.5%	50.0%
合計	27.9%	32.6%	34.8%	40.0%	-

○ 【千葉県】里親等委託率の目標（全体）

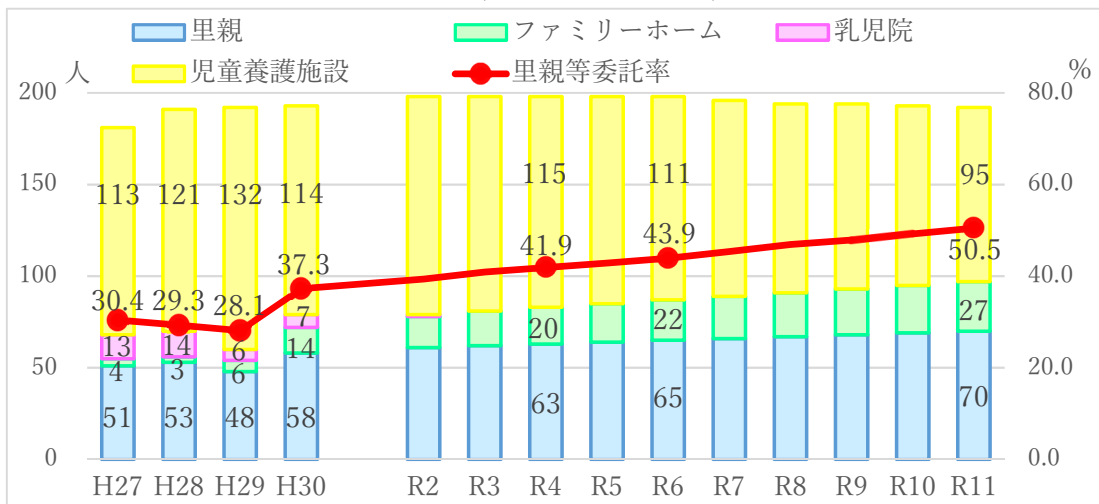




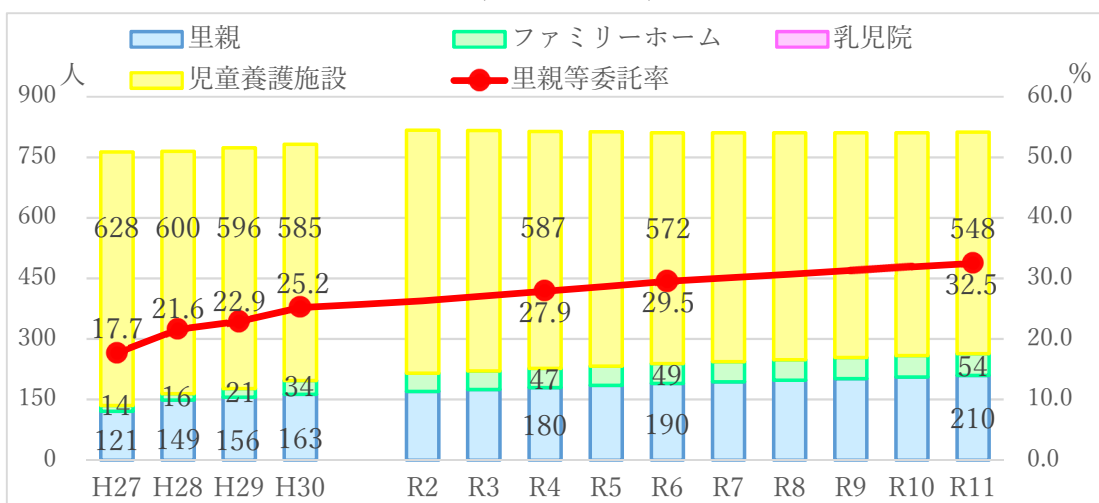
○ 【千葉県】里親等委託率の目標（3歳未満）



○ 【千葉県】里親等委託率の目標（3歳以上就学前）



○ 【千葉県】里親等委託率の目標（学齢期以降）



この里親等委託率を達成するためには里親やファミリーホームの数を増やす必要があることから、登録里親数とファミリーホームの設置数についても、目標を設定することとします。

○【千葉県】登録里親数の目標

年 度	H30	R4 (3年後)	R6 (5年後)	R11 (10年後)
登録里親数	500組	580組	620組	700組
里親への委託児童数	240人	282人	300人	340人

○【千葉県】ファミリーホームの設置数の目標

年 度	H30	R4 (3年後)	R6 (5年後)	R11 (10年後)
ファミリーホーム数	14	18	20	25
委託児童数	61人	85人	91人	107人

(6) 千葉市の目標

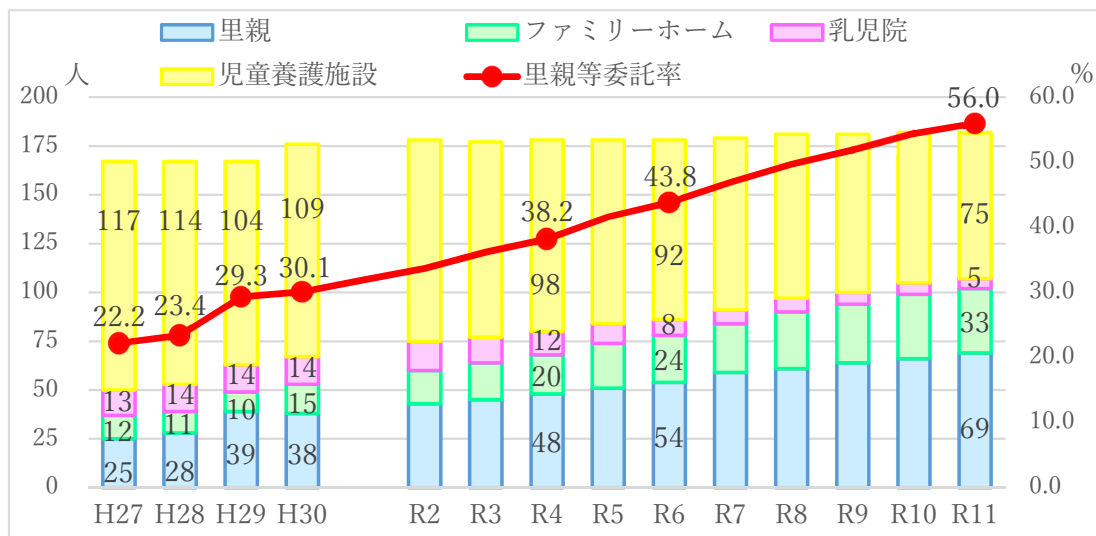
千葉市においては、里親等委託率（全体）について、計画の終期である令和11年度までの10年間で56.0%を目指すこととします。

国の指定する3つの区分について、県と同様に最終的には75%と50%を達成することを目標としますが、本計画の期間においては、3歳未満は73.7%、3歳以上就学前は74.1%、学齢期以降は50.0%を目標とします。

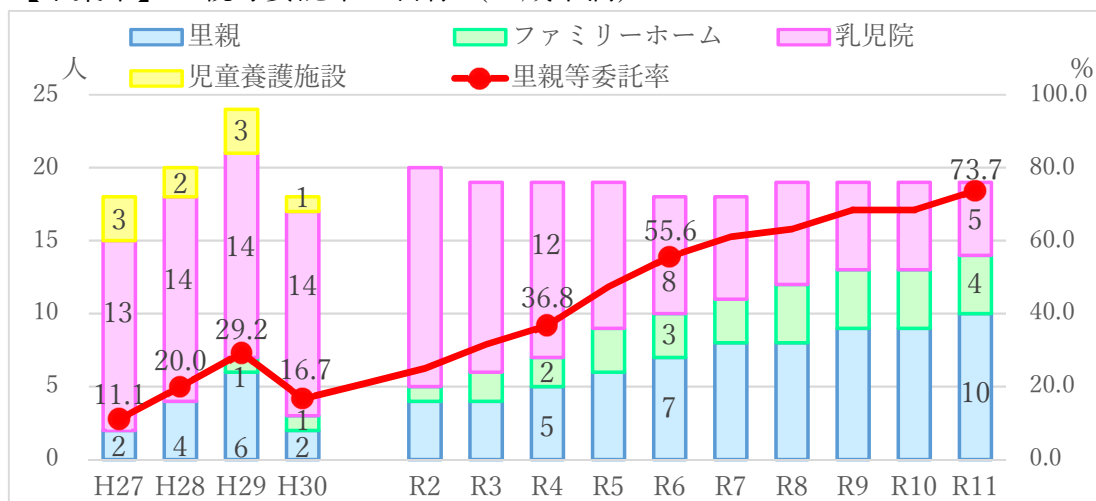
○【千葉市】里親等委託率の目標

年 度	H30	R4 (3年後)	R6 (5年後)	R11 (10年後)	最終目標
3歳未満	16.7%	36.8%	55.6%	73.7%	75.0%
3歳以上就学前	53.8%	53.8%	57.7%	74.1%	75.0%
学齢期以降	27.3%	35.5%	39.6%	50.0%	-
合計	30.1%	38.2%	43.8%	56.0%	-

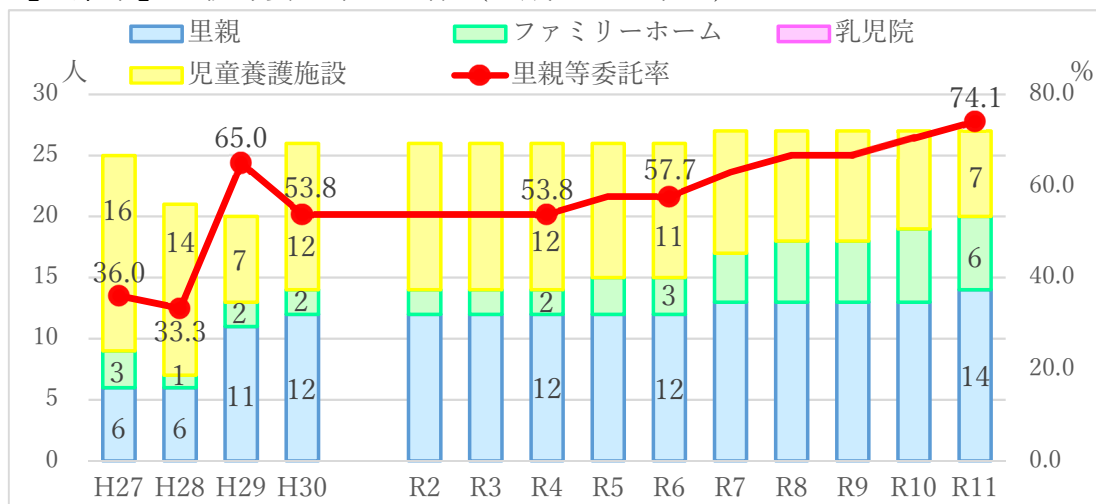
○ 【千葉市】 里親等委託率の目標（全体）



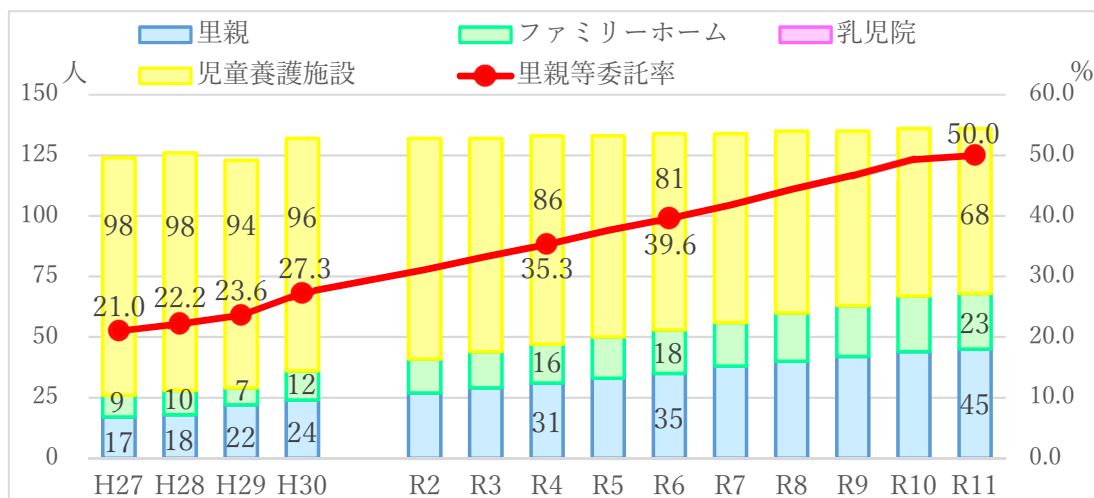
○ 【千葉市】 里親等委託率の目標（3歳未満）



○ 【千葉市】 里親等委託率の目標（3歳以上就学前）



○ 【千葉市】 里親等委託率の目標（学齢期以降）



この里親等委託率を達成するためには里親やファミリーホームの数を増やす必要があることから、登録里親数とファミリーホームの設置数についても、目標を設定することとします。

○ 【千葉市】 登録里親数の目標

年 度	H30	R4 (3年後)	R6 (5年後)	R11 (10年後)
登録里親数	86 組	122 組	142 組	152 組
里親への委託児童数	38 人	48 人	54 人	69 人

○ 【千葉市】 ファミリーホームの設置数の目標

年 度	H30	R4 (3年後)	R6 (5年後)	R11 (10年後)
ファミリーホーム数	4	7	8	8
委託児童数	15 人	20 人	14 人	33 人

## 2 里親委託の推進

### (1) 現状と課題

里親登録は年々増加しており、養育里親としての登録も増加していますが、里親等委託率の目標を達成するためには、さらに増やしていく必要があります。里親は子どもが欲しい家庭のための制度ではなく、子どもの最善の利益を考え、子どもが健やかに成長できるように家庭と同様の環境で養育するための制度であることを、より多くの方に理解していただき、里親登録が増えるよう取組を強化していく必要があります。

里親の数は増加していますが、子どもを委託している里親の割合は、それほど増加していない状況です。里親の数を増やす取組に加えて、子どもを委託されていない未委託里親への委託を進めていく必要がありますが、一方で乳児など低年齢児の委託を希望する里親が多いため、高齢児の里親委託がなかなか進まないという課題もあります。

### ○里親委託の状況

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
登録里親数	471 組	503 組	536 組	555 組	586 組
養育里親数	384 組	405 組	434 組	448 組	497 組
うち専門里親数	28 組	27 組	25 組	25 組	25 組
養子縁組里親	231 組	252 組	279 組	278 組	246 組
親族里親数	22 組	21 組	26 組	31 組	34 組
児童を委託している里親数 (登録里親数に対する割合)	162 組 34.4%	175 組 34.8%	190 組 35.4%	207 組 37.3%	211 組 36.0%
里親への委託児童数	212 人	231 人	264 人	274 人	278 人

出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

里親の養育技術の向上を図るための研修の実施や支援の充実についても、今まで以上に取り組まなくてはなりません。里親の増加に伴い初めて子どもを委託される里親も増えてきており、里親が安心して子どもの養育ができるように、また里親が委託された子どもに適切な養育ができなくなることがないように、支援を強化していくことが重要です。さらに、親の虐待や不適切な養育等による問題行動や心身の問題により養育里親では対応が難しい子どもが増えてい

ることから、専門里親を増やすための取組を今まで以上に強化する必要があります。

また、本県では里親に関する業務の一部を分割して、民間機関に委託し実施しているところですが、フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）への包括的な業務の委託は実施していません。今後、フォスタリング機関を担うことができる民間機関の育成も含め、検討を進める必要があります。なお、千葉市においては、既に包括的な業務委託を実施しているところであり、児童相談所と委託事業者が連携し、取組を強化していく必要があります。

最後に、養子縁組についてです。新しい社会的養育ビジョンでは、家庭での生活が困難であり、里親や施設による養育が必要な子どもの永続的解決（パーマネンシー保障）として特別養子縁組を推進しています。家庭に戻ることができない子どもについては、普通養子縁組も含めた養子縁組を行うことにより、子どもと養育者の間に法的安定性を与え、子どもの健全な育成を図ることが期待できるため、推進していく必要があります。

○里親と委託されている子どもの養子縁組が成立した件数

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
養子縁組の件数	13	9	13	25	24

※普通養子縁組、特別養子縁組の成立により里親委託が解除された件数

出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

また、家庭に戻ることができない子どもと養子縁組を希望する養育者を結びつける取組は、民間の養子縁組あっせん事業者も実施しています。民間の養子縁組あっせん事業者は、県や千葉市が事業の認可を行っていますが、養子縁組は子どもの最善の利益を実現するために行われる必要があることを踏まえて、民間機関との情報共有や連携についても、検討する必要があります。

## (2) 対策

- i. 里親制度をより多くの人たちに知ってもらい里親の登録数を増やすため、里親に関心がある方などを対象としたイベントである里親大会や、児童相談所の管轄区域ごとに里親制度説明会を開催するとともに、「里親月間」である10月を中心にキャンペーンを行うなど、広報啓発活動を強化します。
- ii. 里親として必要な基礎的知識や技術を習得するための研修に加え、養育にあたって直面する様々な課題や悩みをテーマにした研修や、子どもを委託されていない里親に対するトレーニング事業を実施するなど、里親向けの研修を強化し養育技術の向上を図るとともに、里親が研修を受講しやすくなるよう支援を検討します。
- iii. 里親の養育にあたっての負担を軽減するため、子どもが委託されている里親家庭に対する生活や養育に関する相談や援助等の訪問支援や、里親賠償責任保険加入への補助、里親等が相互交流・情報交換できる里親サロン設置などの養育支援に関する取組を更に強化します。
- iv. 里親に対する支援を強化するため、児童相談所に里親担当の児童福祉司や里親対応専門員を配置します。また、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センターなどの関係機関が継続的に里親を支援できる体制を構築し、施設に里親支援専門相談員が配置されるよう取り組みます。
- v. 専門里親が増加しない原因等を調査し、課題を踏まえた上で、専門里親を増やす取組について、検討を進めます。
- vi. フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築に向けて、他県の先行事例や千葉市におけるフォスタリング機関の活動実績等を参考に、検討を進めます。
- vii. 養子縁組を推進するとともに、民間の養子縁組事業者との情報共有や連携について、検討を行います。

(3) 主な事業

事業名	概要
里親委託を推進する事業	里親委託を推進するため、里親制度への認知度の向上と里親登録数の増加（新規開拓）、里親の養育技術の向上（資質向上）、里親の養育に対する支援体制の構築（養育支援）を行います。
（新規開拓）	里親制度の普及・啓発のため、里親大会や里親制度説明会を開催します。啓発物品の作成・配布や里親制度啓発パネルの貸出しを行います。
（資質向上）	里親の養育技術の向上を図るため、養育里親・養子縁組里親研修、専門里親研修、テーマ別研修、未委託里親研修などを行います。
（里親支援）	子どもを委託されている里親を支援するため、訪問支援、相互交流の場の設置、児童相談所の里親対応専門員の配置、里親賠償責任保険加入への補助などを行います。
児童保護措置費 児童保護県単措置費	里親に子どもを委託したことにより要する生活費等を負担します。
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	里親に委託している子どもの生活環境の向上のために必要な設備の整備や備品の購入等に係る費用を補助します。



(4) 目標

項目	現状	目標	期限
里親等委託率 (千葉県)	27.9% (平成30年度)	32.6%	令和4年度
		34.8%	令和6年度
		40.0%	令和11年度
里親等委託率 (千葉市)	30.1% (平成30年度)	38.2%	令和4年度
		43.8%	令和6年度
		56.0%	令和11年度
登録里親数	586組 (平成30年度)	852組	令和11年度

### 3 ファミリーホームへの支援と設置の推進

#### (1) 現状と課題

##### ○ファミリーホームの状況

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
事業所数	7	9	11	14	18
定員	40	52	63	81	100
委託児童数	25	32	36	47	76

※委託児童数は年度末現在

出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

ファミリーホームは、虐待等により家庭で暮らすことができない子どもたちを養育者自身の家庭に預かる点で里親と同様ですが、最大で5～6名の子どもの委託を受けて養育を行う里親型のグループホームであり、家庭における養育環境と同様の養育環境を実現しています。ファミリーホームの数も委託されている子どもの数も年々増加しており、県としても設置を推進しているところです。

本県の特徴として、全てのファミリーホームについて、里親や元施設従事者などの個人が運営しており、社会福祉法人が運営しているものはありません。そのため、養育は運営者とその家族が中心となっていることが多く、子どもの養育環境として理想的な状況ですが、養育者にかかる負担は大きくなっています。ファミリーホームは養育の経験が豊富で専門性の高い事業所も多いため、親からの虐待等の影響により問題行動や心身の問題を抱えるなど養育が難しい子どもが委託される場合が多く、また一部のファミリーホームでは養育者が高齢化しているなどの課題もあることから、子どもが自立するまで、継続的に安定した運営ができるように支援を強化する必要があります。

また、少ない養育者で多くの子どもたちを養育していることから、研修や情報交換等の機会を確保することが難しいため、養育技術の向上を図るための仕組みを検討する必要があります。

## (2) 対策

- i. ファミリーホームの開設に向けた相談・指導や備品購入等にかかる経費の補助を行い、ファミリーホームの設置を推進します。
- ii. ファミリーホームの養育者の資質の向上を図るため、研修等を強化するとともに、養育者が研修を受講しやすい環境の整備を検討します。
- iii. ファミリーホームの運営者の負担を軽減するため、近隣の児童家庭支援センターや児童養護施設が養育支援を行えるような連携体制の構築を進めます。

## (3) 主な事業

事業名	概要
児童保護措置費 児童保護県単措置費	ファミリーホームに子どもを委託したことにより要する人件費や生活費等を負担します。
児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業	ファミリーホームにおいて、子どもたちの養育に携わる職員の資質向上のための研修に係る費用を補助します。
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	ファミリーホームに入所している子どもの生活環境の向上のために必要な設備の整備や備品の購入等に係る費用を補助します。 また、新たにファミリーホームを開設する場合に必要な上記の費用についても補助します。

## (4) 目標

項目	現状	目標	期限
ファミリーホームの数	18か所 (平成30年度末)	33か所	令和11年度

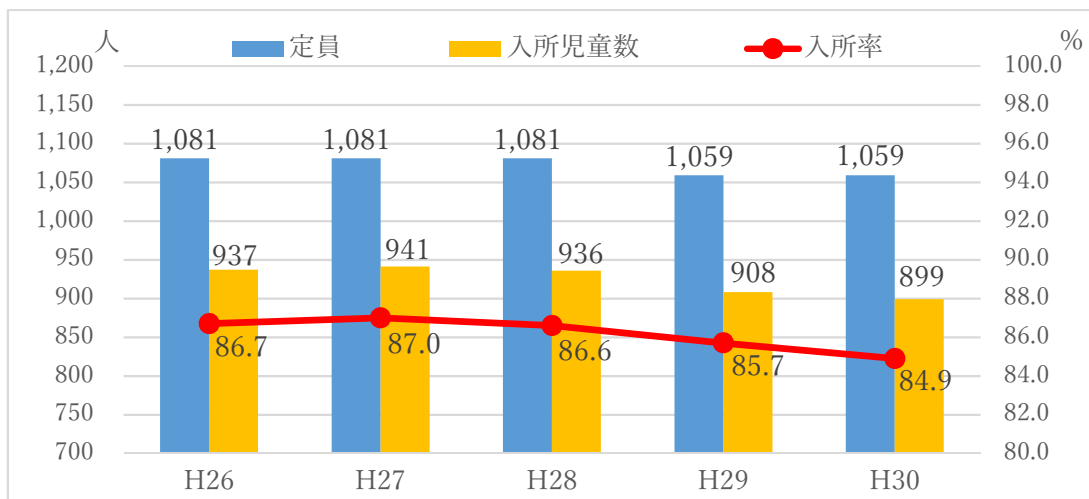
## 4 施設における家庭的養育の推進

### (1) 現状と課題

本県には、児童養護施設が20施設、乳児院が7施設、児童自立支援施設が1施設あります。また、平成28年度から、特に心理的な問題により日常生活の多岐に渡り支障をきたしている子どもを対象とした入所施設である児童心理治療施設を設置し、社会的養護が必要な子どもたちへの支援の充実を図っているところです。

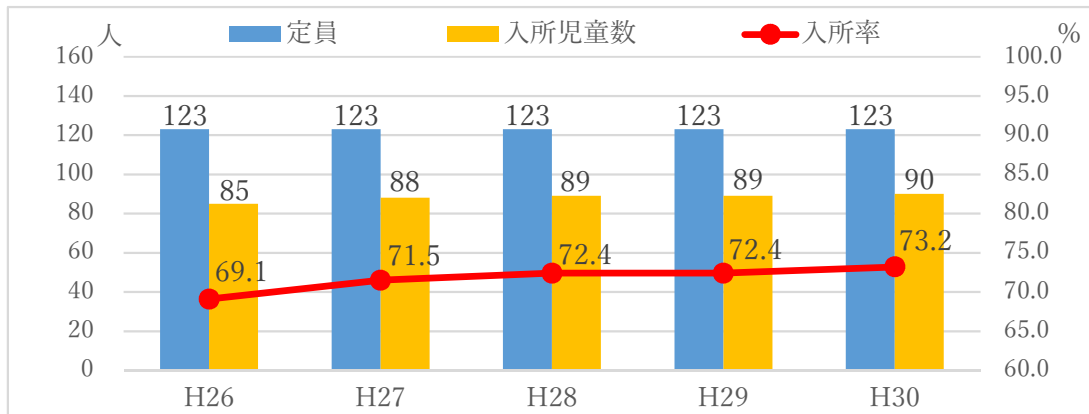
本県の社会的養護においては、乳児院や児童養護施設が大きな役割を担っており、施設の小規模化等により定員は減少していますが、依然として入所率は高い状況が続いています。

#### ○児童養護施設の入所者数の推移



※入所児童数は、各月1日現在の入所児童数の平均

#### ○乳児院の入所者数の推移



※入所児童数は、各月1日現在の入所児童数の平均

出典：児童家庭課調べ

これらの施設における大きな課題が職員の確保、育成です。各施設では、新しい社会的養育ビジョンで求められている、小規模化・地域分散化、高機能化、多機能化・機能転換に向けた取組を進めているところですが、いずれの場合においても、現在の定員を維持したまま実施するには、職員を増やさない限り対応できません。施設で直接子どもたちのケアを行うのは、児童指導員や保育士となりますが、児童指導員については全国的な児童相談所の職員の増員、保育士については保育所における保育士不足などと人材が重なっており、施設では夜勤や宿直、休日の出勤もあるため、採用が年々難しい状況になってきていることから、県としても支援を行う必要があります。

また、新しい社会的養育ビジョンによれば、今後、施設で養育する子どもたちは、虐待等の不適切な養育に起因する行動上の問題や精神症状などにより家庭生活を営むことが困難な子どもなど、ケアニーズの高い子どもたちとなります。職員の採用が困難である一方で、中堅職員の退職などにより、経験が少ない職員が増えている施設も多いことから、今まで以上に職員の資質の向上に取り組む必要があります。

さらに、職員を施設に定着させるためには、職員のモチベーションを維持、向上させることが必要であり、労働環境の改善に加えて、職員自身が成長やキャリアアップを実感できるように、施設が職員一人ひとりに合わせた育成プランを考え、研修等の機会を与えることが重要です。

#### ○各施設（児童養護施設・乳児院）の職員の平均経験年数の状況

年 度	H27	H28	H29	H30	R 元
20年以上の施設	1	1	1	1	0
15年以上、20年未満の施設	2	0	0	1	2
10年以上、15年未満の施設	7	6	6	4	6
5年以上、10年未満の施設	12	14	14	19	16
5年未満の施設	2	3	3	1	2

※県営を除く、民間の児童養護施設（19施設）、乳児院（7施設）が対象  
（平成29年度に民間の乳児院2施設が新設）

※施設ごとに、本体施設（地域小規模児童養護施設等を除く）で勤務する職員が児童養護施設等で勤務した年数の平均を算出し分類しています

出典：児童家庭課調べ

現在の施設の中には、昭和40～50年代に建築された建物を使用している施設が少なくありません。現状の建物では、小規模なグループでのケアもできない施設もあることから、できる限り良好な家庭的環境での養育を実現するためにも、小規模化等に向けた施設の改築や建替、地域小規模児童養護施設の設置に対し、引き続き支援を強化していく必要があります。

施設の高機能化や多機能化・機能転換にあたっては、各施設の特徴を生かして進めることが重要です。既に地域や市町村などの関係機関と連携した取組を実施している施設や一時保護所を設置している施設もありますが、それぞれの施設において社会的養護が必要な子どもたちを支援してきた実績や経験、地域や市町村とのつながりをうまく活用した機能転換が行えるように支援する必要があります。

○児童養護施設・乳児院の建物の小規模化の状況

年 度	H27	H28	H29	H30	R 元
施設数	26	26	27	27	27
小規模化している施設数	10	10	12	12	15
一部を小規模化している施設数	6	6	7	7	5

○児童養護施設・乳児院の小規模グループケアの実施状況

年 度	H27	H28	H29	H30	R 元
小規模グループケアの実施数	52	52	54	57	70

※小規模グループケアとは、6人程度の小規模なグループ単位ごとに、居室、居間、台所、浴室、トイレなどを完備した家庭に近い環境において養育を行うことです。本体施設に複数のユニットを整備して行う場合と、本体施設の敷地とは別の場所で行う場合があります、後者を「分園型小規模グループケア」といいます

○地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケアの実施状況

年 度	H27	H28	H29	H30	R 元
実施している施設数	7	7	7	9	10
地域小規模児童養護施設数	13	14	14	16	19
分園型小規模グループケア実施数	6	6	6	6	6

※地域小規模児童養護施設とは、本体施設とは別の場所で、家庭と同様の居住環境で養育を行うための小規模な施設（定員6名）です

出典：児童家庭課調べ

## (2) 対策

- i. 施設における職員の確保・育成に向けて、配置基準以上の職員を配置した場合の補助や、職員の研修に要する費用の補助等を実施してきたところですが、取組を強化します。
- ii. 施設において、他の職員の育成や指導、入所している子どものケースマネジメントなどができる中心的な役割を担う職員を育成するため、より高度な知識、技能の習得や指導力の向上を図る研修を実施します。
- iii. 児童養護施設等の小規模化・地域分散化を推進するため、地域小規模児童養護施設の設置や、老朽化した施設の建替、本体施設の小規模化に向けた改築等を支援します。
- iv. 施設の高機能化や多機能化・機能転換に向けた取組について、各施設と適宜情報交換を行い、それぞれの施設の実情に応じた支援を実施します。
- v. 児童心理治療施設の安定した運営に向けて、施設と協議しながら、支援や指導を行います。

(3) 主な事業

事業名	概要
児童保護措置費 児童保護県単措置費	児童養護施設、乳児院等に子どもが入所したことにより要する人件費や生活費等を負担します。
次世代育成対策施設 整備交付金事業	施設の小規模化や地域小規模児童養護施設の設置など、子どもの居住環境を改善するための施設整備に対し補助を行います。
児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業	児童養護施設、乳児院等において、子どもたちの養育に携わる職員の資質向上のための研修に係る費用を補助します。
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	児童養護施設、乳児院等に入所している子どもの生活環境の向上のために必要な設備の整備や備品の購入等に係る費用を補助します。
基幹的職員研修事業	施設に入所している子どもやその家族への支援を向上させるため、施設の基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するための研修を実施します。
乳児院等多機能化推進事業	乳児院や児童養護施設等において、地域で子育て中の家庭等からの相談に対する育児指導や、入所している子どもへの医療的なケアの強化を実施する施設に対し支援を行います。
児童養護施設等体制強化事業	児童養護施設等において、人材確保し、子どもの受入体制を強化するため、児童指導員等を目指す方を、職員として雇用する施設に対し補助を行います。

(4) 目標

項目	現状	目標	期限
施設の小規模化の実施状況	20施設 (平成30年度末)	全施設 (27施設)	令和11年度
地域小規模児童養護施設・分園型小規模グループケアの実施数	25か所 (平成30年度末)	40か所	令和11年度



(5) 施設一覧

○児童養護施設

施設名	所在地	運営主体	定員
一宮学園	一宮町	(福)児童愛護会	104
おんちよう園	船橋市	(福)恩寵園	70
成田学園	成田市	(福)成田山福祉財団	40
香取学園松葉寮	東庄町	(福)香取学園	100
富浦学園	南房総市	千葉県	76
獅子吼園	茂原市	(福)獅子吼園	30
子山ホーム	いすみ市	(福)チルドレン・パラダイス	61
東海学園	旭市	(福)東海学園	33
平和園	市原市	(福)星光会	30
螢雪学園	酒々井町	(福)螢雪学園	40
房総双葉学園	千葉市	(福)房総双葉学園	40
滝郷学園	旭市	(福)滝郷学園	80
ひかりの子学園	館山市	(福)鉄研舎	30
野の花の家	木更津市	(福)一粒会	52
晴香園	松戸市	(福)晴香	40
ほうゆうキッズホーム	千葉市	(福)鳳雄会	50
望みの門かずさの里	富津市	(福)ミッドナイトミッションのぞみ会	35
生活クラブ風の村 はぐくみの杜君津	君津市	(福)生活クラブ	40
びっき	袖ヶ浦市	(福)博和会	40
千葉みらい響の杜	千葉市	(福)天佑会	42
20施設(県所管17、千葉市所管3)			1,033

※定員は令和2年4月1日時点

○乳児院

施設名	所在地	運営主体	定員
聖愛乳児園	いすみ市	(福)チルドレン・パラダイス	15
エンジェルホーム	千葉市	(福)鳳雄会	20
望みの門方舟乳児園	富津市	(福)ミッドナイトミッションのぞみ会	9
コミュニティ長柄	長柄町	(福)共育の広場	15
ほうゆうベビーホーム	八千代市	(福)鳳雄会	29
生活クラブ風の村 はぐくみの杜君津 赤ちゃんの家	君津市	(福)生活クラブ	15
イーハトーブ	八街市	(福)開拓	15
7施設（県所管6、千葉市所管1）			118

※定員は令和2年4月1日時点

○児童心理治療施設

施設名	所在地	運営主体	定員
望みの門木下記念学園	富津市	(福)ミッドナイトミッションのぞみ会	30

※定員は平成31年4月1日時点

○児童自立支援施設

施設名	所在地	運営主体	定員
生実学校	千葉市	千葉県	70

※定員は平成31年4月1日時点

## 5 新たな施設の整備

### (1) 現状と課題

本県の児童養護施設には、定員が100名を超える大規模な施設や大舎制・中舎制をとっている施設があり、小規模化や地域分散化の取組を進めています。また、新しい社会的養育ビジョンを踏まえ、既に小規模化を進めている施設においても、一つのユニットあたりの入所定員を減らすなど、更なる小規模化に向けた取組を計画していることから、施設の定員は大幅に減少する見込みです。

#### ○各児童養護施設の将来の小規模化等の意向を踏まえた定員数の見込

年 度	H30	R 元	R4 (3年後)	R6 (5年後)	R11 (10年後)
定員数	1,051	1,033	959人	911人	847人

出典：児童家庭課調べ

一方で、里親や施設において生活している子どもの数は依然として増加傾向にあり、里親やファミリーホームへの委託を推進しているものの、現状においても社会的養護の受皿が不足している状況であるため、今後、児童養護施設の小規模化の取組が進むと、更に受皿不足が拡大してしまう可能性があります。

そこで、里親や施設による養育が必要な子どもの数の推計や里親等委託率の目標等を踏まえて、児童養護施設や乳児院に必要な定員数について検討を行います。

### (2) 児童養護施設に必要な定員数について

里親等委託率の目標を達成した場合に、児童養護施設への入所が必要となる子どもの数は、令和11年度の年度末時点で718名となる見込です。

#### ○児童養護施設の入所児童数（年度末時点）の推計

年 度	H30	R4 (3年後)	R6 (5年後)	R11 (10年後)
千葉県	701	702	683	643
千葉市	109	98	92	75
合計	810	800	775	718

しかし、年度末は就職や進学等の理由により退所する子どもが多いことから、入所している子どもの数が少ない時期になります。年間平均と比較すると、年

年度末に入所している子どもの約1.1倍の数の子どもが入所しています。

○児童養護施設の入所状況の比較（年間平均と年度末）

年 度	H27	H28	H29	H30
平均入所児童数	941	936	908	899
年度末入所児童数	866	838	835	810

※平均入所児童数は、各月1日現在の入所児童数の平均

出典：厚生労働省「福祉行政報告例」、児童家庭課調べ

また、施設の定員に空きがあっても、子どもの性別や年齢などにより受け入れることができない場合や、施設職員の急な退職などによる影響で一時的に受入が困難になる場合があることを考慮すると、定員に関しては入所児童数の見込みよりも多く設定する必要があります。各年度の月初において、最も入所者が多かったときの入所率を見ると90%弱で推移していることから、現状の施設の受入体制においては、定員を1割程度多く見積もる必要があると考えられます。

○児童養護施設における最も多い入所児童数の推移

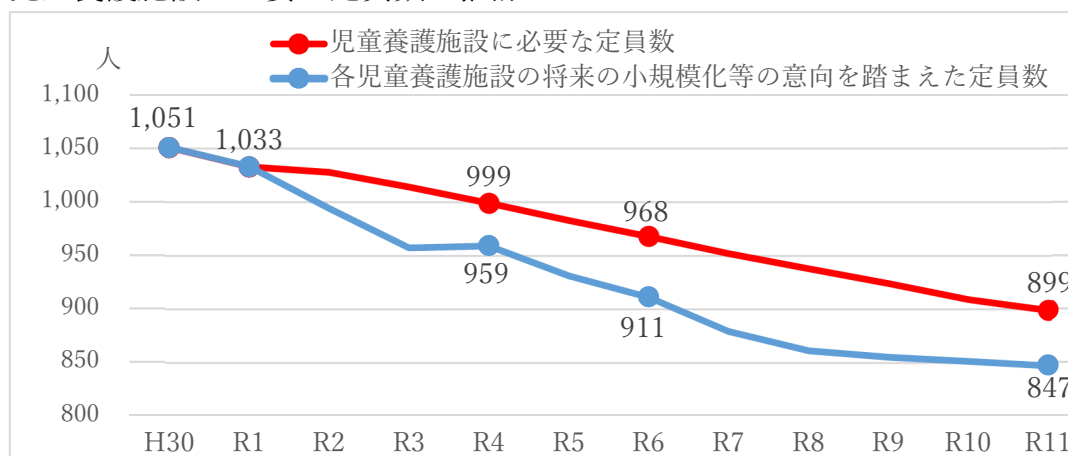
年 度	H27	H28	H29	H30
定員	1,081	1,081	1,059	1,059
入所児童数	970	949	925	909
入所率	89.7%	87.7%	87.3%	85.8%

※入所児童数は、各月1日時点の入所児童数の中で最も多い人数

出典：厚生労働省「福祉行政報告例」、児童家庭課調べ

これらの要素を踏まえ、児童養護施設に必要な定員数について推計を行ったところ、以下のとおりとなります。

○児童養護施設に必要な定員数の推計



各児童養護施設における小規模化、地域分散化の取組により、定員が大幅に足りなくなる見込です。また、里親への委託が、目標のとおりに進まなかった場合には、子どもたちの受皿が更に不足してしまう可能性があります。

そのため、児童養護施設の小規模化や地域分散化を進めると同時に、家庭に近い環境を実現した児童養護施設を、新たに設置する必要があります。

### (3) 乳児院に必要な定員数について

里親等委託率の目標を達成した場合に、乳児院への入所が必要となる子どもの数は令和11年度に33名となる見込です。

#### ○乳児院の入所児童数（年度末時点）の推計

年 度	H30	R4 (3年後)	R6 (5年後)	R11 (10年後)
千葉県	78	58	49	28
千葉市	14	13	10	5
合計	92	71	59	33

本県においては、主に乳児の一時保護の委託先として、乳児院が重要な役割を担っています。乳幼児の委託先として里親も活用しており、今後も里親への一時保護委託を推進しますが、夜間に緊急的に一時保護したケースや虐待の影響や心身の疾患等により専門的なアセスメントが必要なケースも多いことから、乳児院における一時保護の受入体制は、引き続き維持していく必要があります。

そのため、当面は現在の定員を維持しつつ、各乳児院の意向を踏まえた高機能化や多機能化の取組を進めていくこととします。

また、虐待によるけがや障害などによる医療的なケアニーズが高いため、通常の乳児院の職員体制では受け入れることが難しい乳幼児がいることから、他県では、高度な医療機能を持つ病院に併設し、医師や看護師による手厚いケアを実現している乳児院があります。本県においても、児童相談所や千葉県児童福祉施設協議会から設置の要望があることから、病院併設型の乳児院の設置について、検討を行う必要があります。

(4) 対策

- i. 将来的に児童養護施設の定員が不足する見込であることから、新たに民間の児童養護施設（定員30～40名の施設を2か所）の設置を促進します。
- ii. 医療的なケアニーズの高い乳幼児の入所先を確保するため、病院併設型の乳児院の設置について、他県の先行事例等を研究し、検討を進めます。

(5) 目標

項目	現状	目標	期限
新たな民間の児童養護施設の設置	-	2施設設置	令和6年度

## 6 自立支援の充実

### (1) 現状と課題

里親に委託されている子どもや児童養護施設に入所している子どもたちの多くは、社会人として自立する際に、精神的にも、経済的にも親の支援を受けられない状況にあることから、他の子どもたちとともに、社会への公平なスタートを切り、自立した社会人として生活できるように支援することが重要です。子どもたちが自立した後も、里親や施設と長期に渡りつながりを持つことや、不安や悩み、困ったことを相談できる相手を作ることが必要になります。

本県では、平成28年度から、ちばアフターケアネットワークステーション（CANS）の設置による生活や就労に関する相談・支援業務の実施や、里親や施設等においても原則として22歳まで支援ができるように居住場所の提供や生活の支援に係る経費の補助を行うなど、施設等を退所する子どもたちの自立支援に取り組んできているところですが、更に取り組を強化する必要があります。

また、家庭で暮らせない義務教育を終了した後の子どもたちのうち、社会的に自立するための支援が必要な子どもたちが入所し、日常生活の援助や指導、就職に向けた支援を受けながら自立を目指す、自立援助ホームも重要な役割を担っています。

### ○自立援助ホームの設置状況

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
施設数	5	6	7	11	14
定員	36	41	48	72	90

※入所児童数は、各月1日現在の入所児童数の平均

出典：児童家庭課調べ

本県の自立援助ホームは増加傾向にあり、特に高齢児の社会的養護の重要な受皿になっています。今後の自立援助ホームを必要とする子どもの状況を踏まえ、子どもの自立に向けた支援の充実と安定的な運営が図られるように、取組を強化する必要があります。

## (2) 対策

- i. 里親や施設で生活する子どもが18歳を超えても、就学中や自立に向けた支援が必要な子どもについては、里親や施設等において引き続き居住や生活等の支援が継続できるように取り組みます。
- ii. 就職等により自立する際に、保護者からの経済的な支援が受けられない子どもに対し、就業を継続すれば返還が免除になる、生活費や家賃、資格取得を支援するための資金の貸付を行います。
- iii. 自立援助ホームにおいて、入所する子どもたちの自立に向けた支援の充実と安定的な運営が継続されるよう、支援や指導を行います。

## (3) 主な事業

事業名	概要
社会的養護自立支援事業	里親や施設から自立する子どもに対し、自立に必要な生活基盤を築くための生活支援や就労支援などを行います。
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	里親や施設から自立した子どもなどに対し、家賃や生活費、資格取得に必要な費用の貸付を行います。
児童保護措置費 児童保護県単措置費	自立援助ホームに子どもが入所したことにより要する人件費や生活費等を負担します。
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	自立援助ホームに入所している子どもの生活環境の向上のために必要な設備の整備や備品の購入等に係る費用を補助します。 また、新たに自立援助ホームを開設する場合に必要な上記の費用についても補助します。



(4) 目標

項目	現状	目標	期限
自立援助ホームの設置数	15か所 (R元.4.1時点)	20か所	令和11年度
児童養護施設の子どもの進学率(中学校卒業後)	90.8% (H30.5.1時点)	県全体の高等学校等進学率に近づける	毎年度
児童養護施設の子どもの進学率(高等学校卒業後)	25.0% (H30.5.1時点)	増加させる	毎年度

(5) 施設一覧

○自立援助ホーム

施設名	所在地	運営主体	定員
生活クラブ風の村人力舎君津	君津市	(福)生活クラブ	6
こたにがわ学園	松戸市	(特非)誠心会	12
南柏	柏市	個人	6
はるつげ荘	千葉市	(特非)子どもセンター帆希	6
ひまわり	船橋市	(特非)エス・エス・エス	6
坂梨ホーム	市川市	(福)一粒会	6
みんなのいえ	市原市	(特非)光と風と夢	6
未来の杜	千葉市	(福)天祐会	6
夢ぽーとⅢ	柏市	(一社)レミシンク	6
夢ぽーとⅣ	柏市	(一社)レミシンク	6
夢ポートⅤ	松戸市	(一社)レミシンク	6
ひまわり2号棟	船橋市	(特非)エス・エス・エス	6
夢ポートⅥ	松戸市	(一社)レミシンク	6
わかば	千葉市	(特非)エス・エス・エス	6
グリーンヒル若葉ハウス	八千代市	(福)翠耀会	6
Le port (ル・ポール)	市川市	(特非)ダイバーシティ工房	6
16施設(県所管13、千葉市所管3)			102

※令和2年4月1日現在

## 7 被措置児童等虐待の防止

### (1) 現状と課題

里親の家庭や施設は、家庭で暮らせなくなった子どもたちが安心して生活を送ることができる場でなければなりません。里親やその同居人、施設の職員などが、委託された子どもに対して虐待を行う「被措置児童等虐待」は、子どもの権利を著しく侵害するものです。

#### ○被措置児童等虐待の状況

年 度	H28	H29	H30
発生件数	0	4	2
施設等種別		児童養護施設等 3 一時保護施設等 1	里親等 1 児童養護施設等 1

出典：児童家庭課調べ

現在の社会的養護の現場において、被措置児童等虐待があってはならないというのは当然のことですが、起きてしまう可能性が高い環境であるということを考える必要があります。里親への委託や施設に入所する子どもの多くは、家庭での虐待などの影響により、人間関係を築くことが難しかったり、思いもよらない言動をとったりすることなどがあります。また、発達に課題を抱えるなど関わりが難しい子どもも増加しています。そのため、養育が思い通りにいかないことが発生しやすい環境であり、そのことを理解せず、誰にも相談しないで問題を抱え込んでしまうと、子どもに対し誤った支援を行ってしまうリスクが生じます。

施設においては、職員を守り育て、職員一人一人が問題を抱え込まないように組織的に対応することが重要です。また、里親の家庭では、組織的な対応は難しいことから、児童相談所や施設をはじめとする関係機関とのつながりを強化し、相談や支援が受けられる体制を構築することが重要です。

## (2) 対策

- i. 里親や施設で生活する子どもに、権利擁護に関するしおり（子どもの権利ノート）を渡して子どもの権利とは何かを説明するとともに、里親や施設の職員などから被措置児童等虐待と思われる行為を受けた場合に連絡できるはがき（あなたへの大切なお知らせ）を毎年配布します。
- ii. 千葉県児童福祉施設協議会が実施している、弁護士や学識経験者等の専門家が各施設を訪問し、子どもの権利擁護への取組状況や養育状況に対し評価や指導などを行う活動を支援します。
- iii. 里親や施設の職員が、子どもの権利を擁護し、適切な養育を行えるように研修等を通じた養育技術の向上を図ります。
- iv. 里親に対する支援を強化するため、児童相談所への里親担当の児童福祉司の配置や、乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センターなどの関係機関が継続的に里親を支援できる体制の構築に取り組みます。
- v. 施設内虐待を防止するため、児童精神科医や弁護士等の専門家を児童虐待対応専門委員として登録し、施設職員等への助言や支援を行います。

## (3) 主な事業

事業名	概要
子どもの権利ノートの作成・配布事業	子どもの権利ノートを作成し、里親委託や施設入所している子どもたち等に配布します。 また、周知の大人に相談できないときに、県に連絡できるはがき（あなたへの大切なお知らせ）を配布します。
施設生活等評価委員会事業	千葉県児童福祉施設協議会が設置する施設生活等評価委員会が行う、施設を訪問し、子どもの権利が保障され適切な養育を受けているか評価する事業や、子どもからの苦情を調査・処理する事業に係る費用を補助します。

## (4) 目標

項目	現状	目標	期限
被措置児童等虐待	2件 (平成30年度)	0件	毎年度